

平成 30 年度 子どもに関する実態・意識調査について

1 調査の目的

札幌市では、子どもが安心して暮らし、健やかに成長するまちを目指して子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の保障の観点から各種施策を推進する計画として「第2次子どもの権利に関する推進計画」（第2次：平成27～31年度）を策定している。

今回の調査は、子どもに関する大人の意識や子どもの状況を把握し、現行計画の検証や次期計画の策定に向けた施策検討の基礎資料とするために実施する。

2 調査方法

(1) 調査対象（無作為抽出）

- ・大人：19歳以上 5,000人
- ・子ども：10～12歳及び13～18歳 5,000人 ※人口比に応じて按分

(2) 実施時期

- 平成30年11～12月 配布・回収
- 平成31年3月 調査結果取りまとめ

3 調査項目の検討

(1) これまでの調査 ※H25 調査項目一覧、第2次計画 p.4-11 参照

- ・推進計画(第1、2次)の検討のため、平成21、25年度に実施。(対象者数は同じ)
- ・両年度の調査項目は同一。(経年変化を把握するため。選択肢は一部変更。)
- ・設問は、主に平成15年度市政世論調査、青少年基本調査に基づく。

(2) 今回調査項目の考え方

- ・子どもの権利条例及び第2次推進計画の内容を踏まえた設問とする。
 - 子どもの安心、体験の機会、参加の状況、権利保障の状況等について設問。
- ・経年変化の把握が必要と考えられる項目は継続する。
 - 条例の認知度、権利保障の状況等については継続。
- ・子どもの意識や生活に関する現状を踏まえ、必要に応じて新たな項目を追加する。
 - 地域とのつながり、スマホ利用状況等について設問。
- ・これまで分析や考察に使用されていない項目等は有効性を考慮の上、整理・統合する。
 - 過去の分析・考察も踏まえ、調査項目や選択肢を整理・統合。

調査項目イメージ

<大人>

- 子どもに対する意識・認識
 - ・子どもの印象
 - ・子どもをめぐる課題
 - ・子どもへの態度

<子ども>

- 子ども自身の意識・認識
 - ・生活感覚
 - ・自己認識・評価
 - ・大人への意識

- 子どもの安心（不安や心配、相談先、居場所など）
- 子どもの体験（自然、社会、文化の経験の機会など）
- 子どもの参加（周囲の理解、意見表明の機会など）
- 地域との関わり
- 子どもの権利の保障の状況

<参考：条例、推進計画について>

○子どもの権利条例（平成 21 年度施行）

（4つの権利）

- ・安心して生きる権利 （愛情を持って生まれ、いじめや虐待から守られること）
- ・自分らしく生きる権利 （個性を尊重され、自由に思いや考えを表現すること）
- ・豊かに育つ権利 （学び、遊び、休息し、様々な経験をして豊かに育つこと）
- ・参加する権利 （自分に関わることに参加し、意見を表明すること）

○第2次子どもの権利に関する推進計画（平成 27～31 年度）

（施策の体系）

- ①普及・啓発、理解の促進 …基本目標1：子どもの権利を大切にする意識の向上
 - －広報等による普及・啓発
 - －学校等での理解の促進
- ②子どもの意見表明・参加の促進 …基本目標2：子どもの意見表明・参加の促進
 - －市政や学校・施設、地域における子どもの意見表明・参加の促進
 - －様々な体験活動の充実
- ③子どもの安心・居場所づくり …基本目標3：子どもを受け止め、育む環境づくり
 - －保護者への啓発、相談支援体制の充実
 - －いじめ・不登校に関する取組
 - －安全で安心な地域づくり
- ④権利侵害からの救済 …基本目標4：子どもの権利の侵害からの救済
 - －救済体制の整備・充実
 - －権利侵害の未然防止に向けた啓発

○市政世論調査（平成 15 年度）

- ・対象：20 歳以上 1,500 人
- ・市政や市民生活に関して、市民の意識、関心や要望の傾向に関して質問
（子どもを取り巻く課題、子どもからの相談、望ましい社会体験、権利条約の認知度など）

○青少年基本調査（平成 15 年度）

- ・小学1年生～高校3年生 9,700 人
- ・日常の生活や意識等に関して質問
（悩みごと、相談相手、夢中になれること、参加した地域活動、権利条約の認知度など）